

第2回 意見聴取検討会 H15.8.27

参考資料 - 1

**第16回紀の川流域委員会議事骨子（抜粋）
「関係住民の意見の聴取方法について」**

第16回紀の川流域委員会 議事骨子（抜粋）

「関係住民の意見の聴取方法について」

《委員会での審議内容》

- ・河川管理者の「聴き方」を議論する。
- ・流域委員会として、河川管理者に「こういう方法で住民の意見を聴く」ことを示す。
- ・そのうえで、委員会は河川管理者が聴取した「住民の意見」を聴く。

《聴取した意見で反映できないと考えられるもの》

- ・河川法上の制約により、河川管理者が実施不可能なもの。
- ・技術的、制度的など今後20～30年間に実施不可能なもの。
- ・河川整備の方向性に逆行しているもの。
- ・社会的意義が低いもの、もしくは無いもの。
- ・社会的合意が得られないもの、もしくは得られそうにないもの。

《意見聴取の方法について考えられること》

- ・意見聴取の方法は、複雑で時間や金がかかるものは良くない。
- ・意見が、偏ることも良くない。
- ・携わる人、影響を受ける人が大切。
- ・説明会は、地区毎に行い、地区の関連する内容に時間配分を行えるようにする。
- ・地区は、郡単位や五條・橋本を1つの単位にするなど、小さくなりすぎない範囲で行う。

《主な意見》

- ・どのような工程を念頭に置いて発言すればいいのか
原案（第18回提示予定）ができ次第、住民意見の聴取を実施する。住民意見を聴取し、再度住民に修正案を説明する。
- ・理解が熟成していないのにいきなり公聴会を開催されても住民には理解しづらい。公聴会の実施に先駆け、住民に対して広報活動をする必要がある。そのような趣旨の事前のインフォメーションも必要である。節目の委員会で記者発表を行っているので、それらを全面に出せば充分ではないか。
- ・対象に応じて、意見聴取方法を検討する必要がある。
- ・住民意見の反映について、先進事例としてどのように反映されてきたのか具体的に調べて欲しい。

《意見聴取検討会での検討内容》

- ・効果的な聴き方の方法
- ・整備計画原案を案内する方法
- ・整備計画原案を効率的に理解していただく方法